

○小城市消防団協力事業所表示制度実施要綱

令和 5 年10月 30日

告示第136号

(目的)

第 1 条 この告示は、小城市消防団に積極的に協力している事業所又はその他の団体に対して、消防団協力事業所表示証を交付するために必要な事項について定め、もって地域の消防防災力の充実強化等の一層の推進を図ることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業所等 事業所又はその他の団体をいう。
- (2) 消防団協力事業所 市長が消防団活動に協力している事業所等として認め、消防団協力事業所表示証を交付した事業所等（以下「協力事業所」という。）をいう。
- (3) 消防団協力事業所表示証 協力事業所に対して、消防団活動に協力する証として交付した表示証（以下「表示証」という。）をいう。

(表示証の交付申請及び推薦)

第 3 条 協力事業所としての認定及び表示証の交付を受けようとする事業所等は、市長に消防団協力事業所表示申請書（様式第 1 号）により申請を行うものとする。

2 消防団長は、表示証を交付する事業所等について消防団協力事業所表示推薦書（様式第 2 号）により市長に推薦することができる。

(認定基準)

第 4 条 市長は、前条に規定する申請について、次の各号に掲げる基準のいずれかに適合していると認めるときは、協力事業所の認定を行う

ものとする。

- (1) 従業員が消防団員として、2人以上入団している事業所等
 - (2) 従業員の消防団活動について積極的に配慮している事業所等
 - (3) 災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている事業所等
 - (4) その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災体制の充実強化に寄与するなど、市長が特に優良と認める事業所等
- (審査)

第5条 市長は次の各号のいずれかに該当する場合、前条の基準に適合するかどうかについて審査を行うものとする。

- (1) 申請又は推薦があった場合
 - (2) 市長が消防団活動に協力している事業所等であると特に認めた場合
- (表示証の交付)

第6条 市長は、審査の結果、協力事業所の認定を行ったときは、当該事業所等（消防関係法令に違反している事業所は除く。）に消防団協力事業所表示証交付書（様式第3号）及び表示証（様式第4号）を交付するものとする。

(表示証の表示)

第7条 協力事業所は、表示証を次に掲げる場所等に表示することができる。

- (1) 表示証を交付された事業所等の見えやすい場所
- (2) パンフレット、チラシ、ポスター、看板又は電磁方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）により行う映像その他の広告

2 表示できる表示証の様式については、前条に掲げる様式第4号のほか、様式第4号の寸法を同率に拡大又は縮小したものとする。

(表示証交付整理簿の備え付け)

第8条 表示証の交付に際して、市長は、消防団協力事業所表示証交付整理簿(様式第5号)を備え付け、表示証の交付に関する事業所の名称、住所、有効期間等の必要事項を記録するものとする。

(表示有効期間)

第9条 表示の有効期間は、原則として、認定の日から2年又は次条の規定による認定の取消しの日までとする。ただし、協力事業所が総務省消防庁消防団協力事業所表示証(以下「総務省消防庁表示証」という。)の交付を受けた場合は、表示の有効期間は、総務省消防庁消防団協力事業所の総務省消防庁表示証の交付を受けた日から2年間とする。

2 表示証の表示の効力が失効した事業所等については、第7条に規定する表示を行うことができない。

3 市長は、認定の日から2年を経過する前に協力事項の現状及び表示の継続の意思を確認した上で、消防団協力事業所表示申請書(様式第1号)により申請を受付け、交付書を交付するものとする。

(認定の取消し)

第10条 市長は、協力事業所が事業を廃止又は休止したとき、第4条に規定する基準を満たさないこととなったとき、偽りその他不正な手段により表示証の認定をうけたとき、又はその他協力事業所としての表示が適当でないと認めるときは、当該認定を取り消すことができる。この場合において、市長は、相手方に対し、当該認定を取消しの理由を文書で通知するものとする。

2 前項の規定により協力事業所の認定を取消された事業所等は、速やかに、表示証を市長に返還しなければならない。

(協力事業所の公表)

第11条 市長は、協力事業所の名称、小城市消防団への協力内容及び

その他の事項について、広報紙等により公表するものとする。

(協力事業所の表彰)

第 1 2 条 市長は、協力事業所が消防上特に功労があると認められる場合は、当該事業所を、小城市消防関係表彰取扱規則（平成17年小城市規則第132号）第 3 条の規定により表彰することができる。

(所掌)

第 1 3 条 この告示に関する事務は、小城市役所総務部防災対策課において所掌する。

(その他)

第 1 4 条 この告示に定めるもののほか、この告示の実施について必要な事項は別に定める。

附 則

この告示は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

様式第 1 号（第 3 条関係）

消防団協力事業所表示申請書

年 月 日

小城市長 様

事業所所在地
事業所名称
代表者
担当者
電 話

小城市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 3 条第 1 項の規定により、
下記のとおり申請します。

記

1 申請区分（該当する区分にレ点を記入してください。）

☐ 新規（初めて消防団協力事業所の表示を受ける場合）

☐ 再申請（消防団協力事業所の表示有効期間の満了に伴い、
再度表示を希望する場合）

2 協力内容（該当する項目に○印を付けてください。）

項目 番号	○ 印	取 組 内 容
1		従業員が消防団員として、2人以上入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協 力をしている。
4		その他消防団活動に協力することにより、地域の消防防災 体制の充実強化に寄与している。

3 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属分団名	備 考

4 添付資料

- (1) 会社概要・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) 再申請の場合は、前回表示証写
- (4) その他認定に必要な資料

小城市 記入欄	☐ 新 規	【特記事項】
	☐ 再 申 請	【表示年月日】 年 月 日

様式第2号（第3条関係）

消防団協力事業所表示推薦書

年 月 日

小城市長 様

推薦者
住 所
氏 名
連絡先（電話）

下記の事業所は、消防団活動に積極的に協力している事業所であり、小城市消防団協力事業所表示制度実施要綱第3条第2項の規定により、消防団協力事業所の認定について推薦します。

記

1 推薦事業所の所在地及び名称並びに責任者氏名

事業所の所在地：
事業所の名称：
責任者氏名：

2 該当する基準（該当する項目に○をしてください。）

項目 番号	○ 印	取 組 内 容
1		従業員が消防団員として、2人以上入団している。
2		従業員の消防団活動への配慮に積極的に取り組んでいる。
3		災害時等に事業所の資機材等を消防団に提供するなど協力をしている。
4		その他地域の消防防災体制の充実強化に寄与している。 (具 体 的)

3 消防団協力事業所認定に伴う推薦の同意について

消防団協力事業所の認定に伴う推薦について同意します。

年 月 日

事業所の所在地
事業所の名称
責任者氏名

4 従業員の消防団所属状況

従業員名	所属分団名	備 考

5 添付資料

- (1) 会社概要・パンフレット等
- (2) 上記項目の協力内容が具体的に分かる書類
- (3) その他認定に必要な資料

小城市 記入欄	【特記事項】 【表示年月日】 年 月 日
------------	---

様式第 3 号（第 6 条関係）

番 号
年 月 日

様

小城市長 

消防団協力事業所表示証交付書

年 月 日付けで申請のあった消防団協力事業所表示申請について、次のとおり協力事業所として認定しましたので、小城市消防団協力事業所表示制度実施要綱第 6 条の規定により消防団協力事業所表示証を交付します。

1 名 称

2 所 在 地

3 表示有効期間
年 月 日から
年 月 日まで

様式第4号（第6条関係）



【備考】

- 1 数字の単位は、ミリメートルとする。 3 材質はプラスチック等、厚みは6mm以上とする。
2 色は、次の表のとおりとする。

		色（CMYK値による色指定）
①	地色（中央部）	青（C：68%、M：5%、Y：0%、K：0%）
②	地色（上下部）	青（C：85%、M：40%、Y：25%、K：12%）
③	表示マーク（面）	赤（C：0%、M：95%、Y：90%、K：0%）
④	文字、枠線	銀

様式第5号（第8条関係）

消防団協力事業所表示証交付整理簿

交付 番号	事業所名	所在地	初回表示年月日	協力事項 (要綱第4条関係) ※該当項に ☐	備考 ※該当に ☐
		担当・連絡先	現表示有効期間		
1				☐ 1 ☐ 2	☐ 新規
				☐ 3 ☐ 4	☐ 再申請 ☐ 推薦
2				☐ 1 ☐ 2	☐ 新規
				☐ 3 ☐ 4	☐ 再申請 ☐ 推薦
3				☐ 1 ☐ 2	☐ 新規
				☐ 3 ☐ 4	☐ 再申請 ☐ 推薦
4				☐ 1 ☐ 2	☐ 新規
				☐ 3 ☐ 4	☐ 再申請 ☐ 推薦
5				☐ 1 ☐ 2	☐ 新規
				☐ 3 ☐ 4	☐ 再申請 ☐ 推薦

様式第 1 号（第 3 条関係）

様式第 2 号（第 3 条関係）

様式第 3 号（第 6 条関係）

様式第 4 号（第 6 条関係）

様式第 5 号（第 8 条関係）